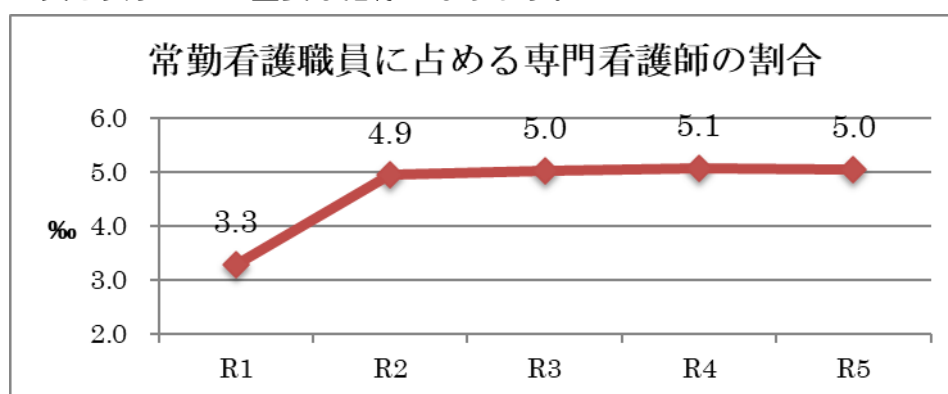


E 専門・認定資格取得者（日本看護協会認定・日本精神科看護協会認定）

14. 常勤看護職員に占める専門看護師の割合：5.0‰

専門看護師とは、複雑で解決困難な看護問題を持つ個人、家族及び集団に対して水準の高い看護ケアを効率よく提供するための、特定の専門看護分野の知識・技術を深めた者を言います。「実践」「相談」「調整」「倫理調整」「教育」「研究」の6つの役割を果たすことによって、保健医療福祉や看護学の発展に貢献します。よって、その施設の看護の質を表す上では重要な指標となります。



	R1	R2	R3	R4	R5
常勤看護職員に占める専門看護師の割合 (‰)	3.3	4.9	5.0	5.1	5.0
がん看護（以下人数）	1	1	1	1	1
精神看護					
地域看護					
老人看護	1	1	1	1	1
小児看護					
母性看護					
慢性疾患看護		1	1	1	1
急性・重症患者看護					
感染症看護					
家族支援					
在宅看護					
専門看護師合計	2	3	3	3	3
看護職員総数	610	608	597	593	595

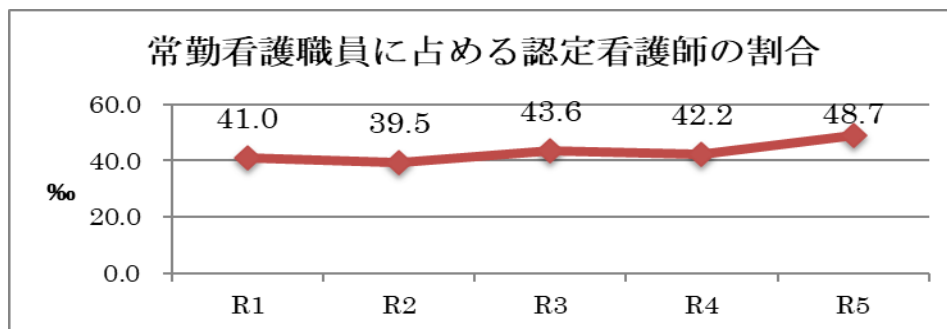
分子：分野別専門看護師数の合計（実人数）

分母：常勤看護職員数（常勤看護職員とは管理職を含み、正規職員以外の看護職員および休職中の看護職員を含む実人数とする：DiNQL 指標より）
×1000 (‰)

※10月1日時点の人数。R2年度以降は3月1日時点の人数である。

15. 常勤看護職員に占める認定看護師の割合：48.7%

認定看護師とは、特定の看護分野において熟練した看護技術と知識を用いて、水準の高い看護実践のできる者をいいます。「実践」「指導」「相談」の3つの役割を果たすことにより、看護ケアの広がりや質の向上を図ることに貢献します。よって、その施設の看護の質を表す上では重要な指標となります。



	R1	R2	R3	R4	R5
常勤看護職員に占める認定看護師の割合 (%)	41.0	39.5	43.6	42.2	48.7
救急看護 (以下人数)	3	3	3	3	3
皮膚・排泄ケア	3	3	3	3	3
集中ケア	2	2	2	2	2
緩和ケア	1	1	1	1	2
がん化学療法看護	2	2	2	2	2
がん性疼痛看護					
訪問看護					
感染管理	4	4	4	3	4
糖尿病看護	1	1	1	1	1
不妊症看護					
新生児集中ケア					
透析看護					
手術看護	2	1	2	2	2
乳がん看護					
摂食・嚥下障害看護	2	2	2	2	2
小児救急看護					
認知症看護	2	2	2	2	3
脳卒中リハビリテーション看護	1	1	1	1	1
がん放射線療法看護					
慢性呼吸器疾患看護					
慢性心不全看護	1	1	1	1	1
クリティカルケア			1	1	2
精神科認定看護師	1	1	1	1	1
認定看護師合計	25	24	26	25	29
看護職員総数	610	608	597	593	595

分子：分野別認定看護師数の合計（実人数）

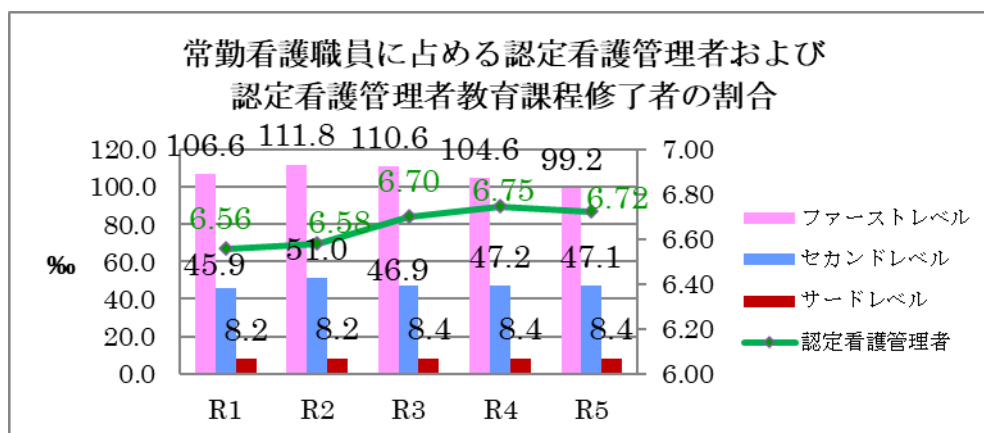
分母：常勤看護職員数（常勤看護職員とは管理職を含み、正規職員以外の看護職員および休職中の看護職員を含む実人数とする：DiNQL 指標より）
×1000（‰）

※10月1日時点の人数である。R2年度以降は3月1日時点の人数である。

16. 常勤看護職員に占める認定看護管理者および

認定看護管理者教育課程修了者の割合

認定看護管理者は、管理者として優れた資質を持ち、創造的に組織を発展させることができる能力を保有していると認められた者をいいます。多様なヘルスケアニーズを持つ個人、家族及び地域住民に対して、質の高い組織的看護サービスを提供することにより、保健医療福祉に貢献します。よって、その施設の看護の質を表す上では重要な指標となります。



常勤看護職員に占める認定看護管理者および認定看護管理者教育課程を修了した看護職員の割合	R1	R2	R3	R4	R5
ファーストレベル (‰)	106.6	111.8	110.6	104.6	99.2
セカンドレベル (‰)	45.9	51.0	46.9	47.2	47.1
サードレベル (‰)	8.2	8.2	8.4	8.4	8.4
認定看護管理者 (‰)	6.56	6.58	6.70	6.75	6.72
ファーストレベル (人数)	65	68	66	62	59
セカンドレベル (人数)	28	31	28	28	28
サードレベル (人数)	5	5	5	5	5
認定看護管理者 (人数)	4	4	4	4	4
看護職員総数	610	608	597	593	595

分子：認定看護管理者および認定看護管理者教育課程を修了した看護職員数（実人数）

分母：常勤看護職員数（常勤看護職員とは管理職を含み、正規職員以外の看護職員および休職中の看護職員を含む実人数とする：DiNQL 指標より）
×1000（‰）

※10月1日時点の人数である。R2年度以降は3月1日時点の人数である。